

(仮称) 施設整備地域連絡協議会設置要綱 (案)

平成 26 年 2 月 12 日 制定

(設置)

第 1 条 小平市、東大和市及び武藏村山市（以下「3 市」という。）が東大和市桜が丘 2 丁目 122 番地の 2 に共同設置する（仮称）3 市共同資源物処理施設の建設に関し、3 市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民と相互の理解を深めるとともに地域の良好な環境の維持、向上を図るため、施設整備地域連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 この協議会は、次の事項について、協議を行う。

- (1) (仮称) 3 市共同資源物処理施設の機能の一部に関すること
- (2) (仮称) 3 市共同資源物処理施設の周辺環境への配慮に関すること
- (3) 3 市地域の廃棄物処理に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な調整

(構成)

第 3 条 この協議会は、次の各号に掲げる委員（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 周辺地域自治会の代表者 1 自治会につき 1 人
- (2) 周辺地域のマンション等の管理組合の代表者 1 管理組合につき 1 人
- (3) その他周辺地域において、(1)に掲げる自治会及び(2)に掲げる管理組合を有しない地域の住民団体の代表者 1 団体につき 1 人
- (4) 3 市の清掃担当課長及び小平・村山・大和衛生組合の計画課長

2 前項第 1 号から第 3 号に規定する周辺地域とは、東大和市内の東大和市桜が丘 2 丁目 122 番地の 2 の施設整備用地から半径 800 m の範囲の地域とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する委員（以下「地域委員」という。）を選出した自治会、管理組合及び団体（以下「団体等」という。）

は、書面により当該団体選出委員の氏名、その他必要と認める事項を小平・村山・大和衛生組合管理者に届け出るものとする。

4 委員の任期は、委員が所属する団体等の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第4条 地域委員の中から互選により会長1人、副会長1人を選出し、任期は1年とする。

2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

2 団体等は、必要に応じて、協議会に委員のほか一の団体等について1人まで、団体等選出の専任者を置くことができる。

3 会長は、必要に応じて、連絡協議会に委員及び専任者以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができます。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、小平・村山・大和衛生組合事務局が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、協議会の議を経て、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月12日から施行する。